

「福岡市ホームレス自立支援実施計画（改定）」骨子（案）

○ 実施計画策定の目的

- (国) 平成14年8月「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」（以下法という）成立
15年7月「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」 策定
20年7月「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」 改定
- (福岡市) 地方公共団体の責務として地方の実情に応じた実施計画（法第9条第2項による）を策定し、ホームレス問題に取り組んでいる。
平成16年 7月「ホームレスの自立支援実施計画」 策定
21年 4月「ホームレスの自立支援実施計画」 改定予定
- 国の基本方針に基づき、本市の状況を踏まえてきめ細かでトータルな自立支援を総合的かつ計画的に実施していくため、実施計画を改定するもの。

第1 計画の位置づけ及び計画期間

- ・ホームレスの自立支援等に関する特別措置法第9条第2項及び国の基本方針等に即して策定
- ・計画期間は、平成21年度から25年度の5年間。

第2 本市のホームレスの現状

1 人数（全国調査による）

平成20年1月 782人（5年間で175人増加）

2 本市における生活実態調査結果（平成19年1月）

- ・ホームレスのほとんどが男性の高齢者であり、長期化の傾向がみられる。
- ・路上生活に至った理由は、「仕事が減った」等景気動向が影響している。
- ・就労している者が半数強であるが、ほとんどが不安定就労であり、収入も低い。
- ・ホームレスの半数強が市外からの転入者である。
- ・健康不良の者が半数強であり、何も治療していない者が多い実情がみられる。
- ・きちんと就職して働きたい、自立支援センターがあれば利用したい、とする者も多い。

3 調査結果から推し量れる主な課題

- ・ホームレスの人数の増加・・・5年間で175人増加
- ・高齢化・・・・・・・・・・60歳以上の高齢者の割合が増加している。
- ・長期化・・・・・・・・・・路上生活歴が5年以上の者が増加している。
- ・就労支援の必要性・・・・・・・・就職して働きたいとする者も多い。
- ・健康面・・・・・・・・・・体の具合が悪いにもかかわらず、半数は治療していない。

第3 本市の取り組みの状況

1 本市の取り組みの経緯

平成16年「福岡市ホームレス自立支援実施計画」を策定

2 平成16～19年度の施策の実施状況・実績及び施策評価

(1) 就業の機会の確保及び就労自立に向けた支援

NPO団体との共働事業として「(就労)自立支援事業」を実施

→自立件数は横這いで推移しており、支援の拡充が必要

(4) 生活に関する相談及び指導

NPO団体との共働事業において、相談に応じている

→相談窓口の設置や指導員の配置など、体制の強化が必要

(5) 緊急に行うべき援助及び必要な生活保護の実施

ア 急迫保護（入院）……ホームレスが入院した場合の医療給付（医療扶助）を実施

イ 緊急医療……治療の必要があるホームレスに対して外来医療を実施

ウ 松濤園活用保護……高齢者や障がい者などの要援護者（要保護者）に、生活保護を適用し松濤園に入所させる

エ 「緊急一時保護事業」…緊急一時保護用の支援アパートを活用し、緊急支援を実施

→緊急一時保護事業について補完機能を検討する必要あり

(6) 人権擁護

関係機関等と連携しながら啓発に努めている

→偏見や差別意識解消のため更に啓発活動を推進していく必要あり

第4 本市自立支援策の基本的な考え方

1 留意点

(1) 就労支援の拡充

就職を希望する者に対しては、施設に入所させ総合的な就労支援対策を行う必要がある。

(2) 高齢者及び疾病状態の者について

個々の状況に応じた支援、疾病の早期発見・早期治療が必要である。

(3) 啓発活動

ホームレス問題について広く企業や市民の理解を得る必要がある。

(4) 相談・指導体制の強化

日常生活及び就職等に関する相談・支援等に一体的に対応できる支援体制が必要である。

2 基本方針

上記留意点及び福岡市ホームレス自立支援推進協議会の意見を踏まえ、基本方針を設定し、福岡市が主体となって、ホームレスの自立支援を実施していく。

○ 本人の就労意欲や生活能力、金銭管理能力、対人関係等に関する総合評価（アセスメント）を行い、個々の状況に応じた支援を行う。

○ 就労支援、緊急一時保護を実施するなど、多様な状態に応じて効果的、効率的に対応するには総合的な支援ができる自立支援施設の設置が有効である。

○ ホームレスのニーズを的確につかむためには、NPOやボランティア団体等との連携も必要。

○ ホームレスへの偏見や差別意識を解消するため、啓発広報活動を実施するとともに、公園等の適正利用のため、ホームレスの人権に配慮しながら、不法占用状態の解消に努める。

第5 本市自立支援策の取組方針（抜粋）

1 相談事業の充実

(1) 巡回相談事業

ホームレスの状況を把握し自立支援のための助言・指導を行うため、巡回相談事業を実施する。

(2) 総合相談窓口の設置

ホームレス状態の人やホームレスに陥る可能性が高い人が相談できる窓口を設置する。

2 自立に向けた支援

(1) 自立支援施設の設置

核となる自立支援施設を設置し、その施設を中心として事業の推進を図る。

ア シェルター機能

- ・高齢者や女性など、緊急に援助を要するホームレスに対して、緊急一時保護を実施する。
- ・ホームレスが一定期間入所し、アセスメント（総合評価）を行う。

イ アセスメント機能

ホームレスの健康状態や就労意欲対人関係等に関する総合評価を行い、分析した上で、ホームレスの意思を最大限尊重しつつ自立支援プログラムを策定する。

ウ 就労支援機能

就労に関する相談及び指導を行い、就労収入による自立を促進する。

エ 日常生活支援

宿所及び食事の提供、健康診断（相談）、生活に関する相談（生活意欲、社会参加の喚起）など

(6) 就労と福祉的施策を組み合わせた支援

本人の能力を十分に活用しても就労自立が難しい人には、就労と福祉的施策（生活保護）を組み合わせた自立に向けた支援を行う。

3 生活保護の適正実施

本人の状況に応じて自立支援施策の活用を図り、必要に応じて生活保護を適用する。

4 保健及び医療の確保

結核検診を実施するほか、巡回相談・窓口相談事業を実施し、健康、衛生面の向上を図る。

5 アフターケア事業

再ホームレス化防止のため、自立後も必要な支援や指導を行うアフターケア事業を実施する。

6 関係機関や民間団体との連携

NPO団体等との連携・協力、医療や法律、福祉等の専門機関や関係団体と連携する。

7 人権擁護

市民の理解を得るための啓発を行い、人権啓発センター等関係機関と連携する。

8 地域における生活環境の改善

公園等の利用適正化のために巡回相談を実施し、地域の生活環境の改善を図る。

第6 本実施計画の推進体制

「福岡市ホームレス自立支援推進協議会」「福岡市ホームレス対策連絡会議」を設置

第7 次期計画について

期間満了前に計画実施の成果を把握するとともに、次期計画の必要性も含め検討を行う。

福岡市

ホームレス自立支援 実施計画【改定案】

福岡市

目 次

第1	はじめに	1
1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ及び計画期間	1
第2	ホームレスの現状	2
1	人数	2
2	本市における生活実態調査結果	3
3	調査結果から推し量れる主な課題	6
第3	本市の取り組みの経緯及び施策の状況	7
1	本市の取り組みの経緯	7
2	平成16～19年度の施策の実施状況及び実績	7
3	施策評価	9
第4	本市自立支援策の基本的な考え方	11
1	留意点～生活実態調査結果及び施策の実施状況を振り返って～	11
2	基本方針	12
第5	本市自立支援策の取組	14
1	相談事業の充実	14
2	自立に向けた支援	14
3	生活保護の適正実施	16
4	保健及び医療の確保	16
5	アフターケア事業（自立後の支援）	16
6	関係機関や民間団体との連携	16
7	人権擁護	17
8	地域における生活環境の改善	17
第6	本実施計画の推進体制	18
第7	次期計画について	18
〔参考資料〕		
	用語説明	19
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	20

第1 はじめに

1 計画の目的

近年の経済、雇用情勢を反映して、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、公園や河川等において日常生活を送っており、健康で文化的な生活を送ることができず、また、地域社会とのあつれきが生じている。

国においては、平成14年8月にホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）が成立した。この法に基づき、国は地方自治体の協力を得て「ホームレスの実態に関する全国調査」（以下「全国調査」という。）を行ったうえで、平成15年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。地方公共団体においては、必要があると認められるときは、この基本方針等に即し、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しなければならないとされた。

本市においても、公園や駅の周辺では多くのホームレスが生活し、公園など公共施設等の利用ができにくいなどの問題が生じている。

こうした中、本市としてもホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進するため、平成16年7月に実施計画を策定し、救護施設を活用した生活保護の適用や、NPOとの共働事業で自立支援を行ってきたが、ホームレスの数は増加している。また昨今の雇用情勢の急激な悪化により、非正規労働者の住居の喪失が問題となっており、ホームレスの更なる増加について懸念されているところである。

よって、これまでの実施計画を見直し、きめ細かな自立支援を総合的かつ計画的に積極的に進めていくことで、ホームレスとニアホームレスと呼ばれる人たちが、その個別事情に応じて、それぞれの自立に向かい、地域社会でその人らしく生きてゆくことができるよう自立支援事業を実施するものである。そして、地域社会におけるホームレス問題の解決を図ることを目指すものである。

2 計画の位置づけ及び計画期間

- (1) 本計画は、法第9条第2項及び国の基本方針等に即して策定する実施計画である。
- (2) 計画期間は、基本方針等により計画期間が5年間とされていることから、平成21年度から25年度の5年間とする。

第2 ホームレスの現状

国は法に基づきホームレスの自立支援に関する基本方針を策定するため、平成15年1月～2月に地方公共団体の協力を得て全国調査として目視によるホームレス数の調査及び生活実態について調査票に基づき個別の面接調査（以下「生活実態調査」という。）を実施した。平成19年1月にも同様の調査を実施した。

また、目視による概数調査は平成20年1月にも実施された。

1 人数

平成20年1月及び15年1月の全国調査の結果、本市内のホームレスの数は以下のとおりとなっている。

調査地域別では、都市公園348人（351人）、河川96人（48人）、道路19人（12人）、駅舎80人（67人）、その他の施設239人（129人）となっている。

また、区別では東区63人（59人）、博多区360人（301）人、中央区259人（187人）、南区39人（28人）、城南区4人（1人）、早良区11人（6人）、西区46人（25人）となっている。

※（ ）は平成15年1月調査

本市のホームレス数の推移〔目視調査〕

調査区分	平成20年1月				19年	15年
	男性	女性	不明	合計	合計	合計
都市公園	313	35	0	348	402	351
河川	49	2	45	96	33	48
道路	17	2	0	19	26	12
駅舎	69	3	8	80	115	67
その他	196	13	30	239	208	129
合計	644	55	83	782	784	607

2 本市における生活実態調査結果

平成19年1月の生活実態調査の結果の概要は次のとおり。

なお、参考とし平成15年1月の調査結果を（ ）で記載している。

※平成20年1月調査は目視調査のみで、聞き取り調査は未実施。

(1) 〔性別〕

性別は、「男性」89.8%（81.8%）

「女性」10.2%（18.2%）となっている。

(2) 〔年齢〕

年齢層をみると

「60歳代」32.9%（25.0%）

「70歳代」8.0%（2.3%）と増加する一方、

「50歳代」45.5%（51.1%）

「40歳代」12.5%（20.5%）と減少しており、

高齢化の傾向が顕著になっている。

(3) 〔路上生活の形態〕

路上生活の形態は

生活の場所が定まっている者が86.4%（79.5%）であり、

このうち、生活の場所としては、「公園」が42.1%（77.3%）、

駅舎が23.7%（20.5%）を占めている。

(4) 〔路上生活の期間〕

1年未満25.6%（34.1%）及び

1年以上5年未満38.4%（46.6%）は減少している一方、

5年以上36.0%（19.3%）が大幅に増加しており、長期化の傾向にある。

(5) 〔路上生活に至る理由〕（複数回答）

主な理由は、

「仕事が減った」が26.3%（28.4%）

「倒産・失業等」が22.4%（27.3%）であり

景気動向が影響していると考えられる。

(6) 〔就労状況〕

就労している者が63.6% (67.0%) ,
その内「建設日雇」が41.1% (11.9%) や
「廃品回収」が39.3% (81.4%) となっている。
また、収入については「5万円未満」57.1% (87.9%) ,
「5万円以上10万円未満」32.1% (10.3%)
「10万円以上」が10.7% (1.7%) と
就労も不安定であり、収入も少ない。

(7) 〔路上生活直前の仕事〕

路上生活直前に就いていた仕事は
「建設作業・技能従事者」が36.4% (48.8%)
「生産工程・製造作業」が12.5% (12.5%) となっている。
また、そのときの立場は、
「常勤職員・従業員」 33.3% (48.2%)
「日雇・臨時・パート・アルバイト」51.2% (32.5%)
となっており、約半数が不安定な就労状況であった。

(8) 〔ホームレス前の一番長い職歴〕

「建設作業・技能従事者」が34.1%
「生産工程・製造作業」が11.4% となっている。
また、そのときの立場は、
「常勤職員・従業員」が 44.4%
「会社役員・自営業」が 12.5%
「日雇・臨時・パート・アルバイト」が39.8%
定職に就いていた者が過半数に上る。

※15年調査では一番長い職歴については未調査

(9) 〔路上生活をするすぐ前に住んでいた地域〕

「福岡市内」が46.6%
「福岡市外」が53.4%であり、過半数は市外からの転入者である。
※15年調査は市内・市外の区分なし (県内が62.5% , 県外37.5%)

(10) 〔健康状態〕

「どこか体の具合が悪い」が55.7% (53.4%) であるにもかかわらず、そのうち約半数51.1%は何も治療していない状況にある。

(11)〔シェルター（緊急一時宿泊所）及び自立支援センターの利用意思〕
緊急的な一時宿泊所であるシェルターの利用希望は、
「利用したい」が51.6%（39.8%）、
一定期間入所して生活相談や食事等を受け就労による自立をするための
自立支援センターの利用希望は、
「利用したい」が45.0%（37.5%）となっている。

(12)〔今後の自立計画〕
「きちんと就職して働きたい」が43.1%（28.4%）
「就職できないので福祉を利用して生活したい」が
9.1%（10.2%）
「今のままでよい（路上生活）」が8.0%（21.6%）
となっており、就労意欲や自立意欲が高い人が増えている。

(13)〔求職活動状況〕
求職活動は、
「求職活動をしている」が29.5%（27.3%）
「求職活動をしていないが、今後求職活動をする予定」が
12.5%（6.8%）、
「求職活動は行っていないし、今後も行わない予定はない」が
58.0%（65.9%）
となっている。

(14)〔希望する就労支援〕（複数回答）
就職するために望む支援は、
「住所を設定する必要があるので、アパートがほしい」が
62.2%（7.3%）
「就職の際の身元保証の援助をしてほしい」が33.3%（12.2%）
「事業主のホームレスに対する理解を進めてほしい」が
23.9%（7.3%）
となっている。

(15)〔行政への要望・意見〕（自由回答）
行政への要望・意見としては、
「住居関連」が32.3%（17.0%）、
「仕事関連」が23.5%（14.8%）となっている。一方、
「行政に特に望むものはない」とする者は
27.3%（58.0%）となっている。

3 調査結果から推し量れる主な課題

(1) ホームレスの人数について

平成15年1月調査では607人だったが、平成20年1月では782人となっており、5年間で175人増加している。

「路上生活をするすぐ前に住んでいた地域」は福岡市外が53.4%であること、「以前住んでいたり仕事先があったので、なじみがある」が47.1%であることなどから、職と生活の場を求めて市外から本市へ流入していると考えられる。

また、路上生活の期間が5年未満の者が6割以上となっていることから、景気はゆるやかに回復傾向にあるといわれながらも、企業の厳しい経営環境を反映した倒産やリストラ、さらには家族関係や人間関係など様々な理由により新たにホームレスとなった者も多いと考えられる。

(2) 高齢化について

調査では、「60歳以上の高齢者」が40.9%となっており、4年前の調査時の27.3%と比べると高齢化が進んでいる状況にある。

高齢のホームレスについては、特に冬場などは過酷な生活環境から健康を害するおそれがあり、早期自立に向けた支援が求められる。

(3) 長期化について

調査では、「路上生活をするようになってから5年以上」が36.0%と、4年前の調査時の19.3%から増加している。

路上生活が長期化するほど、社会性の希薄化や社会復帰への意欲低下等により自立が困難となるため、早期の就労支援及び生活指導が必要である。

(4) 就労意欲について

今回の聴き取りによる実態調査では、「きちんと就職して働きたい」が43.1%、「求職活動をしている」・「今後求職活動をする予定」を合わせると42%、「自立支援センターの内容を知っている人で利用を希望している」は45.0%に上っていることから、就労意欲が高く、求職活動中の者も多い状況も踏まえ、総合的な就労支援対策が必要である。

(5) 健康面について

調査では、「どこか体の具合が悪い」が56.8%であるにもかかわらず、約半数は治療していない状況にある。また、「路上生活から入院したことがある」が23.9%となっており、健康面に不安を抱えるホームレスへの対応が求められる。

第3 本市の取り組みの経緯及び施策の状況

1 本市の取り組みの経緯

本市のホームレス対策に関しては、ホームレス問題に総合的に取り組むため平成12年11月に助役・関係局長で構成する「福岡市ホームレス対策連絡会議」を設置、平成16年7月に国の基本方針に従い「福岡市ホームレス自立支援実施計画」を策定し、生活保護の相談機能の強化、NPO団体との共働事業、結核検診、公園利用の適正化等の対策を進めてきた。

2 平成16～19年度の施策の実施状況及び実績

(1) 就業の機会の確保及び就労自立に向けた支援

NPO団体との共働事業として「(就労)自立支援事業」を実施している。

ホームレスの就職指導を行い、就職が決定したホームレスをNPOが借り上げている住居(定員10人)に入居させ、自立の指導及び生活相談等を行いながら自立資金を貯蓄させ、住居を設定し自立支援を行っている。

平成16～19年度で、延べ79人が本施策を利用し自立している。

(2) 安定した居住の場所の確保

急迫保護及び松濤園活用保護の場合、退院(退所)後に居宅生活が可能なのは、住居設定を行っており、平成16～19年度においては急迫保護で380人、松濤園活用保護は64人が居宅生活に移行している。

また、緊急一時保護事業の場合においては、平成16～19年度において、延べ40人が施策活用後に生活保護の適用や年金収入等により居宅生活に移行している。

その他、ホームレスが安定した居住の場所を確保できるよう、NPO団体との連携を図りながら、低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報提供に努めている。

(3) 保健及び医療の確保

公衆衛生及びホームレスの健康対策の観点から、公園等にレントゲン車を持ち込み、公園等で生活している人を対象に結核検診及び健康診断を行っている。

平成16～19年度で、延べ42箇所を実施し、834人が受診した。

また、入院時に衣服の消毒や入浴等を要するが多いため、病院に負担が掛かっていることから、入院協力金として、入院1件当たり3千円を医療機関に支給している。

平成16～19年度で延べ1,314件の支給が行われている。

(4) 生活に関する相談及び指導

NPO団体との共働事業において、生活等の相談に応じている。

(5) 緊急に行うべき援助及び必要な生活保護の実施

ア 急迫保護（入院）

路上生活者が病院で検診した結果、入院が必要な場合や、路上から救急車で病院に搬送されて入院した場合等、状況に応じて生活保護を適用している。

平成16～19年度で、延べ1,396件の医療給付（医療扶助）が行われている。

イ 緊急医療

疾病等で入院には至らないが、治療等の必要が認められる者について、外来治療を実施している。

平成16～19年度で、延べ2,695件の受診があっている。

ウ 要援護者支援事業（松濤園を活用した一時保護）

高齢者や障がい者などの要援護者（要保護者）の場合には、生活保護を適用し、市立松濤園内の救護施設に2週間程度入所させている。

平成16～19年度で延べ64人が利用している。

エ 緊急一時保護事業

NPO団体との共働事業として「緊急一時保護事業」を実施している。子どもを連れたホームレス、妊娠中の女性ホームレス、高齢者や障がい者など緊急に支援を必要とする者を対象に、緊急一時保護用の支援アパート（定員4人）を活用し、当面の生活支援や生活指導を行い、本人の状況により居宅生活や施設入所に向けた支援を行っている。

平成16～19年度で延べ40人が利用している。

(6) 人権擁護

社会福祉協議会や、民生委員・児童委員等と連携しながら、市民や地域の理解を得るための啓発に努めている。

(7) 地域における生活環境の改善

公園等の適正な利用を図るため、巡回パトロールを実施し、人権に配慮しつつ個別に指導を行っている。

また、福祉的な支援が必要な者に関しては、保健福祉センター等と連携

をとりながら支援に繋げている。

(8) 総合的かつ効果的な推進体制（関係機関、団体等の連携強化等）

行政、ホームレス支援団体、民間団体、地域団体、関係機関等で構成している総合組織として「福岡市ホームレス自立支援推進協議会」を設置し、ホームレス対策に関する提案、意見交換等を行っている。

(9) ホームレスとなるおそれがある者への対応

民生委員・児童委員等からの通報などがあれば、福祉事務所等と連携し対処している。

3 施策評価

(1) 就業の機会の確保及び就労自立に向けた支援

就労自立支援事業はモデル事業であり、定員も少ないことから、本施策を活用した自立件数は年間20件程度と横這いで推移しており、自立数の増加が望めないことから更なる拡充が必要である。

(2) 安定した居住の場所の確保

急迫保護、松濤園活用保護及び緊急一時保護事業の後、必要に応じ住居設定することにより一定の成果を上げている。

しかしながら、市内のホームレスで住居を希望する方への対応としては十分とは言い難いため、更なる充実が必要である。

(3) 保健及び医療の確保

公園等に赴いての結核健診及び健康診断については、ホームレスの疾病の早期発見及び予防について大きな役割を果たしており、今後も継続していく必要がある。また、入院協力金についても支給を継続し、ホームレスの受け入れ医療機関の確保を図る必要がある。

(4) 生活に関する相談及び指導

ホームレスが抱える問題は高齢化や長期化とともに就労や健康に関する問題など、多岐にわたっているため、現行の相談・指導体制では十分とはいえ、相談窓口の設置や専門的な指導員の配置など、体制の強化が必要である。

(5) 緊急に行うべき援助及び必要な生活保護の実施

急迫保護、緊急医療、松濤園活用保護については現行の体制を維持し、緊急措置を要するホームレスへの援助を継続していく必要がある。

緊急一時保護事業に関しては、一定の成果を上げているものの、支援ア

パートの定員が4名であることから、要援護者が集中した場合に入室できない事態となることが懸念されることから、補完機能を検討する必要がある。

(6) 人権擁護

ホームレス問題に関しては、地域住民の理解を得られているとは言い難く、偏見や差別意識解消のため、更に啓発活動を推進していく必要がある。

(7) 地域における生活環境の改善

巡回パトロールを行うことにより、新たな不法占用物件の発生防止や公園の適正利用についての苦情に対して、区役所等の職員が速やかに当該箇所の指導を行うなどの迅速な対応を行っており、一定の効果が上がっている。

(8) 総合的かつ効果的な推進体制（関係機関、団体等の連携強化等）

関係機関や団体等で組織する「福岡市ホームレス自立支援推進協議会」は、平成19年8月の設置以降、数ヶ月に一度の頻度で協議会を開催し、自立支援策に関して協議をいただいた。今後も本市ホームレス問題の解決に向けた推進体制が必要である。

(9) ホームレスとなるおそれがある者への対応

現行では通報があった場合など受け身の対応しか行っていないが、今後は各種相談が可能な総合窓口の設置など、幅広く利用できる環境づくりが必要である。

第4 本市自立支援策の基本的な考え方

1 留意点 ～生活実態調査結果及び施策の実施状況を振り返って～

(1) 就労支援の拡充について

本市のホームレスのうち、就労している者が半数強であるが、ほとんどが日雇、アルバイト、空き缶回収などの不安定就労であり、収入も低い。就職を希望している者は全体の4割以上にのぼっており、このような就労する意欲がある者に対しては、求職活動の段階から施設に入所させ、規則正しい生活を送るための日常生活指導と並行して求職情報・技能習得の機会の提供等を行うなど、総合的な就労支援対策が必要である。

また、より一層就労自立を促すためには、更なる就労支援機能の拡充が必要である。

(2) 高齢者及び疾病状態の者について

体の具合が悪い者は全体の過半数を超えているが、そのうちの約半数は治療を行っていない状況である。このような健康面に不安を抱えるホームレスに対しては、巡回相談の実施や医療相談員の配置により、疾病等の早期発見・早期治療に努め、疾病の重症化を未然に防止することが必要である。

年齢別で全体の4割を超える60歳以上の高齢者に対しては、生活指導を中心としながら、施設入所や居宅生活による生活保護の適用も考慮しながら、個々の状況に応じた支援が必要である。

なかでも、緊急に支援を必要とするホームレスに関しては、緊急一時保護用の施設を拡充し支援体制を強化することが必要である。

(3) 啓発活動について

ホームレス問題の解決にあたっては、社会全体の意識改革が必要であり、啓発活動を行い、広く企業や市民の理解と協力を得る必要がある。

また、関係機関や組織が連携し、それぞれの立場で効果的に支援していく体制づくりが必要である。

(4) 相談・指導体制の強化について

ホームレスが抱える問題は長期化、高齢化とともに就労や住居、健康に関する問題など、多岐にわたっているため、生活指導や就労支援等、それぞれの状況に応じたきめ細かで、かつ、早期の支援、指導が必要であり、本人の能力や適性の評価を行い、適切な処遇方針を策定し、自立に向けた次の支援施策へ速やかに繋げることが求められる。

このため、ホームレス生活から自立に至るまでには、日常生活に関する相談や指導、さらには就職に関する相談・支援等に一体的に対応できる総合的な自立支援体制が必要である。

2 基本方針

前述の留意点及び福岡市ホームレス自立支援協議会の意見を踏まえ、以下のとおり、基本方針を設定し、福岡市が主体となって、ホームレスの自立支援を進めていく。

- 自立に向けた支援を行うにあたっては、本人の就労意欲や生活能力、金銭管理能力、対人関係等に関する総合評価（アセスメント）を行い、ホームレスが個々に抱える問題を十分に把握するため、ホームレスとの面談に基づきその意思を最大限に尊重して自立支援プログラムを策定し、ホームレスの自助努力を前提として計画的に支援する必要がある。

また、路上生活時点の支援から自立支援施設での支援、地域社会に戻るための支援、戻ってからも安定した生活を継続するための支援まで、いつの時点でも必要な支援ができる体制を整備し、きめ細かに関わっていくことが重要である。

- ホームレスの自立を図るためには、ホームレス自身の意思による自立を基本とし、それぞれの状況にあった支援を行う必要がある。就労する意欲がある者に対しては、生活や活動の拠点となる場を提供するとともに、就業に関する各種情報の提供、技能習得、資格取得等の支援などが必要であり、疾病や高齢、障がい等で稼働が困難な者には福祉的施策につなげる支援が必要となる。

その中でも、緊急な一時保護を要する状態にある障がい者、高齢者、児童等を伴ったホームレスなどに対しては、関係機関と連携するとともに、シェルターへの緊急入所が必要である。

このように就労支援、福祉施設への入所支援などの福祉的な施策につなげる支援、緊急一時的支援など、多様なニーズに効果的に対応するため、総合的な支援ができる自立支援施設の設置が有効と考える。

- ホームレスのニーズを的確につかむためには、ホームレスに対する生活支援活動等を通じてホームレスの生活実態を把握している、ホームレスとの面識もある地域のNPOやボランティア団体等との連携・協力が不可欠である。

また、ホームレスは、健康や就労、福祉、人権など多様な問題を抱えており、効果的な支援を行うために関係団体や専門機関と連携・協力を図る必要がある。

- ホームレスに対する偏見や差別意識は相手を知らないことから生ずることも多く、ホームレスと地域住民の双方に課題がある。

ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るため、啓発広報活動を実施する必要がある。

また、公園等の公共の用に供する施設をホームレスが起居の場所とすることによって、その適正な利用が妨げられている場合は、ホームレスの人権に配慮しながら自立支援施策との連携を図るとともに、不法占用状態の解消に努める。

第5 本市自立支援策の取組

1 相談事業の充実

(1) 巡回相談事業の実施

ホームレスが個々に抱える健康上の問題や社会的な問題（借金等）などの諸問題を十分に把握し、問題解決のために関係機関との連携・調整を図るなどホームレスの自立に向け、きめ細かに関わっていく必要があるため、巡回相談事業を実施する。

実施にあたっては、巡回相談員を中心に実施するが、必要に応じて保護課職員、弁護士、医師等でチーム編成し、公園・駅等を巡回して街頭相談を行うことも必要であり、支援内容として以下のことが考えられる。

- ・ ホームレスの状況把握
- ・ 各種社会福祉制度や施策，社会資源の周知及び手続き支援
- ・ 保健，福祉等各相談窓口の案内・同行及び連携
- ・ 家族，親族等との交流促進を目指した指導
- ・ 社会生活を望まないホームレスに対する自立意欲の喚起 など

(2) 総合相談窓口の設置

ホームレス状態の人やネットカフェ等で生活する人，就労収入が少なく生活が維持できない人（ワーキングプア），ホームレスに陥る可能性が高い人（ニアホームレス）などが幅広く相談できる窓口を設置する。

- ・ 福祉事務所や医療，法律の専門家と連携し，多様な相談に応じ，必要な支援に繋げる。
- ・ ホームレス状態の者を受け入れる機会が少ない病院や施設等から，支援や処遇方法について助言を求められた場合にも対応する。

2 自立に向けた支援

(1) 自立支援施設の設置

効果的に事業を進めるため，複数の機能を有する核となる自立支援施設を設置し，その施設を中心として事業の推進を図る。

ア シェルター機能

- ・ 高齢者や女性など，緊急に援助を要するホームレスに対して，緊急に一時保護できるシェルター機能の整備を図る。
- ・ ホームレスが一定期間入所しその間にアセスメント（総合評価）を行う。

イ アセスメント機能

- ・ ホームレスの個々の事情に対応し，時には性差も考慮したきめ細かな社会復帰への支援を行うため，健康状態や就労意欲・能力，生活能

力や金銭管理能力，対人関係等に関する総合評価を行い，ホームレスの抱える問題を充分把握した上で，ホームレスとの面談に基づきその意思を最大限尊重して，就労による自立や生活保護を含めた福祉による自立に向けた自立支援プログラムを策定する。

ウ 就労支援機能

- ・ 就労に関する相談及び指導
- ・ 就業に関する各種情報の提供
- ・ 国（ハローワーク等）や県と連携を図り，職業相談や職場定着のための支援
- ・ 就労を円滑にするための支援（事業主等に対する啓発活動等）
- ・ 技能習得，資格取得のための援助

エ 日常生活支援

- ・ 宿所及び食事の提供
- ・ 健康診断（相談）
- ・ 生活に関する相談（生活意欲，社会参加の喚起）及び指導

（2）サテライト型施設の検討

個々人にきめ細かな対応ができる多機能の施設で，かつ自立後の生活環境に近い，小規模施設の設置を検討する。設置・運営にあたっては，民間賃貸住宅の活用や，NPO団体・社会福祉法人等との共働も検討する。

（3）安定した生活の場を確保するための支援

- ・ 住宅情報の提供事業
低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報提供の充実に努める。
- ・ 保証人の確保
入居の際に保証人が確保できない人への支援に努める。
- ・ 公営住宅の活用
安定した住宅の確保のため，公営住宅等の活用について研究する。

（4）中間施設の検討（グループホーム的施設）

長期のホームレス生活の影響等により，安定した社会生活に戻るには，一定期間，金銭管理や家事の支援，習慣作りが必要な人もいるため，日常生活支援が行える施設の設置を検討する。

（5）多様な就労形態の検討

都市型就労だけでなく，本人の能力や特性を活かせる農林水産業等に従事することを希望する人を支援するため，農村・山間部にサテライト型施設を設置するなどの就労支援を検討する。設置・運営にあたっては，NPO団体や社会福祉法人等との共働も検討する。

（6）就労と福祉的施策を組み合わせた支援

本人の能力を十分に活用しても就労自立が難しい人には，就労と福祉的

施策（生活保護等）を組み合わせた自立を支援する。

3 生活保護の適正実施

- (1) 傷病のために入院を要する者や医療機関に搬送された者に対して必要に応じて生活保護を適用する。
- (2) 要援護者に対して、本人の状況に応じて自立支援策や救護施設「松濤園」を活用するとともに、必要に応じて生活保護を適用する。

4 保健及び医療の確保

- (1) 結核検診
結核検診を実施するとともに、結核検診の結果等により結核に罹患している場合は服薬指導を徹底するとともに福祉事務所と連携した支援を行う。
- (2) 巡回相談・窓口相談事業
ホームレス生活の長期化や高齢化に伴い、健康に不安を感じる者も多い。よって、巡回相談や窓口相談を実施するとともに、関係機関や民間団体が実施する医療相談等との連携を図る。
- (3) 入院協力金制度
緊急搬送時の受け入れ救急医療機関の拡充を図る。

5 アフターケア事業（自立後の支援）

再ホームレス化を防ぎ、地域で安定した生活ができるように支援するため、自立後も定期的連絡や訪問を行い、職場や地域社会での状況を把握し、必要に応じた支援や指導を行うアフターケア事業を実施する。

6 関係機関や民間団体との連携

- (1) ホームレスのニーズを的確に把握するため、自立に向けてきめ細かな支援活動を行っているNPOやボランティア団体等の民間団体と連携・協力を行うにあたって、各種の支援を行う。
また、支援団体が活動しやすい新たな支援のしくみを研究する。
- (2) ホームレスが抱える多様な問題の解決を効果的に進めるため、医療や法律、福祉等の専門機関や関係団体との連携を図る。
- (3) 県を中心としたホームレス対策の会議等を活用し、県内市町村及び近県等の自立支援策、市民啓発などの情報交換を行う。
- (4) 民生委員・児童委員からの通報など関係機関との連携により、困窮状態に陥っている者の情報提供など、地域における福祉等のニーズの把握に努める。

7 人権擁護

- (1) 社会福祉協議会，民生委員・児童委員等の福祉関係者と連携しながら，ホームレスに対する偏見や差別を解消するための啓発活動を行う。
- (2) ホームレスに対する偏見や差別，通行人等からの暴力，嫌がらせなど人権に関する相談については，人権啓発センター，人権擁護委員，法務局などの関係機関と連携しながら，近隣住民の人権にも配慮しつつ適切な対応を図る。
- (3) 市職員，施設関係職員，さらには企業，地域団体に対してもホームレス問題を人権問題としてとらえ，人権意識の高揚を図るため，研修等の場において，実施計画や各種の支援・取組みについての情報提供など，啓発活動を行う。

8 地域における生活環境の改善

- (1) ホームレスが多い公園等に関しては，巡回指導及び巡回相談を実施し，人権に配慮しながら，適正な利用の確保を図る。
- (2) 公共性が高い駅や地下街等の民間施設についても，巡回相談を実施し，ホームレスが抱える諸問題の把握に努め，適切な支援策に繋げることで，ホームレスの自立支援や環境の改善を図る。
- (3) 巡回指導及び巡回相談の実施にあたっては，福祉部門と公園や河川等の管理部門（国・県・市），民間施設の管理者等との連携を強化し，問題解決にあたる。

また，洪水等の災害時に，河川等に起居するホームレスに危険が及ぶ事態が想定されるため，管理部門（国・県・市）と福祉部門等が連絡調整し，配慮して対応する。

第6 本実施計画の推進体制

本実施計画を福岡市の実情に応じて計画的に推進するため、以下の組織を設置している。

○行政及び民間団体等で組織された総合組織

「福岡市ホームレス自立支援推進協議会」

行政、ホームレス支援団体、民間団体、地域団体、関係機関等で構成する協議会からホームレス対策に関する提案をいただき、それを踏まえて実施計画を策定した。今後も、幅広い団体や機関で構成する組織で意見交換や情報交換を行うとともに、啓発活動の計画や必要な事業を行う。

○本市庁内における組織

「福岡市ホームレス対策連絡会議」

連絡会議は、担当副市長及び関係局長で構成

ホームレス対策に係る基本方針及び施策の検討、評価

第7 次期計画について

この計画は、前期実施計画（平成16年度～20年度）に基づき、支援事業を実施した結果を踏まえて改定するものであり、本市のホームレスの状況から、実施期間（平成21年度から平成25年度までの5年間）を定め、事業を実施するものである。

よって、期間満了前に計画実施の成果を把握するとともに、支援事業の評価を実施し、次期計画の必要性も含め検討を行う。

【用語説明】

生活保護

日本国憲法第25条の「国民は、健康で文化的な最低生活を営む権利を有する」規定に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度。

救護施設

生活保護法第38条に基づく保護施設のひとつ。
身体又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者（保護を必要とする状態にある者をいう。ホームレスに限らない。）を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。
福岡市内には市立「松濤園」（定員50人）がある。

NPO (nonprofit organization)

政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、医療・福祉・環境など社会的な公益活動を行う組織・民間。民間非営利団体、ボランティア団体を含む。

入院協力金

生活保護法第19条第1項第2号による住所がないか又は明らかでない要保護者を入院させた医療機関は、診察前に体を拭くなどの特別な対応が必要なため、協力を依頼している。（福岡市の独自制度）

シェルター

緊急的な一時宿泊所。

自立支援センター

一定期間入所し、食事、健康管理、生活相談や職業相談を受け、就労による自立をするための施設。

ニアホームレス

野宿生活には至っていないが、定住地を持たないネットカフェ難民など、ホームレスと紙一重の状態にある人。

○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 基本方針及び実施計画(第八条・第九条)
- 第三章 財政上の措置等(第十条・第十一条)
- 第四章 民間団体の能力の活用等(第十二条―第十四条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

福岡市ホームレス自立支援フロー（イメージ）



「ホームレス自立支援 に関する提案」

福岡市ホームレス自立支援推進協議会

目 次

はじめに	1
I 自立支援事業の重要な考え方	2
II 支援事業の内容	3
1 ステップ1（相談）	3
2 ステップ2（自立準備）	4
○自立支援センターの機能	4
○その他の支援事業	5
○定期出張窓口相談	5
○福岡市の関係機関との連携	5
○その他の機関・団体との連携	6
○地域ホームレス自立支援協議会（ケース会議）	6
3 ステップ3（自立）	7
4 ステップ4（完全自立）	7
5 自立支援センターの機能の分散について	8
6 「集中型」・「分散型」支援方式の比較	9
ホームレス自立支援事業のイメージ図（集中型）	10
ホームレス自立支援事業のイメージ図（分散型）	11
III 協議会の議事運営経過	12
専門部会の開催状況	14
福岡市ホームレス自立支援推進協議会設置要綱	15

はじめに

現在、社会情勢や経済の構造的変化などの背景もあり、公園や駅、河川敷等の都市部を中心として、野宿生活を送っているホームレスの人々が多く存在し、深刻な社会問題となっている。ホームレスは、失業や倒産、借金などの経済的な理由、慢性疾患などの健康上の理由、家族関係の崩壊など、様々な要因が複合して野宿状態に陥っており、個人々の状況はそれぞれ違うことから、状況に応じた適切な対応が求められている。

厚生労働省の平成20年1月のホームレス全国実態調査によると、福岡市には782名のホームレスの存在が確認されており、近年増加傾向にある。国内ではホームレスが大きく減少する中で、大阪と東京に次ぐホームレスの数は、福岡県内だけでなく、多くが県外から集まってきた結果とも考えられる。

従来への対応策では、自立を促進することで増加は抑えることができても、大きく減少するまでの効果がないことから、自立支援事業の抜本的な見直しが必要と考えられる。

このような中、福岡市ホームレス自立支援推進協議会は、支援団体や自治協議会、関係機関などが集まって平成19年8月に発足し、福岡市の特性にあった効果的なホームレス支援のあり方について協議を重ねてきた。就労による自立支援だけでなく、福祉的な制度に繋げるための支援も含めて、全てのホームレスとニアホームレスと呼ばれる人々が、その人にとって最適な自立を遂げ、地域社会でその人らしく生きてゆくことができることを念頭において、支援事業を検討してきており、従来からの施策と併せて、年間300名程度の自立を目標に掲げ、総合的な支援事業を提案するものである。

I 自立支援事業の重要な考え方

自立支援協議会が考えるホームレスは、ニアホームレスも含めて支援対象としている。

○ 相談機能の充実

ホームレス状態の人々が、ホームレスから自立するためには、それぞれ各人が抱える課題を解決しながら、自立に向かう方法を検討する必要がある。

そのためには、各人の課題を明確にし、解決するための方策を本人と一緒に考え、必要な支援をしていくことが重要である。本人からのアプローチを待つのではなく、いつの時点でも相談や支援ができるよう、積極的な働きかけによる相談機能を充実させる。

○ 状況に応じた自立に向けた支援

個々人の状況はそれぞれで異なり、若年者や高齢者、疾病や障がいを持っている人と健康な人、就労意欲や社会性なども様々である。

よって、目指す自立の形態はそれぞれに異なり、「就労自立」を目指す人には、就労支援を中心に支援を行い、疾病や障がいのために就労が難しい人には福祉的な施策に繋げるための支援を行う。また、就労収入だけでは自立が難しい人にはその人にあった自立を目指す支援を行う。（半就労・半福祉）

○ トータルな支援体制

「相談事業」、「自立支援センター」、「アフターケア事業」、「地域生活支援」など、路上生活時点の相談から自立後のアフターケアまで、一貫したトータルな支援を行う。

II 支援事業の内容

ホームレスの人々が地域で安定した自立を果たすまでには、4つの段階があると考えられる。それぞれの時点で、状況に応じた必要な支援を実施していくことが重要である。

ステップ1 相談（路上生活）・・・状況に応じた各種の相談

ステップ2 自立準備・・・・・・・・自立に向けた各種の支援

ステップ3 自立・・・・・・・・自立の状態（就労自立、福祉的自立など）

ステップ4 完全自立・・・・・・・・安定した生活を継続するための支援

1 ステップ1（相談）

ホームレス状態にある人々と積極的に関わりを持ち、個別の相談や助言を行い、もって、その人たちの自立を支援する。

（1）巡回相談

ホームレスを対象に巡回相談員が市内を広域的に巡回し、福祉サービスの情報提供や関係機関との連絡調整を行う。

内 容

- ・市内全域を巡回してホームレス状態の人の状況を把握する。
- ・福祉サービスや就労の情報提供、住居の確保に関する支援を行い、必要に応じて医療機関や福祉制度等につなぐ。
- ・関係機関や親族との連絡調整を行う。
- ・相談員が巡回し、必要に応じて専門職が同行する。（相談員、保護課職員、弁護士、医師、保健師等）
- ・市内NPO等と協力して、市内ホームレスの状態把握に努め、継続的な相談につなげる。

（2）総合相談会

年2～3回、広く広報し、ホームレス、生活困窮者、関係機関の相談に応じる。

内 容

- ・年2～3回 市内各機関、一般世帯等広く広報し、ホームレスに限定せず生活困窮者の総合相談会を行う。
- ・健康診断、福祉・法律・年金・保険・就労などの専門職による総合相談を実施する。
- ・ホームレス状態の人を受け入れた専門機関（病院、施設）等の相談にも対応する。

2 ステップ2（自立準備）

就労による自立や福祉的な自立に向けて各種の自立支援を行う。

○ 自立支援センターの機能

食事や入浴，生活相談，医療相談などの基本的サービスを提供するほか，以下の機能を持った施設を設置する。

① 就労支援機能

生活相談・指導を行い，公共職業安定所との密接な連携のもとに，職業相談・斡旋を行うことにより，就労による自立を支援する。

- ・ 求職活動支援
- ・ 資格，技能訓練支援
- ・ 保証制度（就労者）の設立

② 緊急一時保護支援機能

緊急一時保護センター（シェルター機能）を設置し必要に応じて入所させ，心身の健康回復を図り，自立に向けた動機付けを行う。

③ 窓口相談機能

ホームレス，関係機関を対象に，相談窓口で福祉サービスの情報提供や関係機関との連絡調整を行う。

- ・ 市内に2か所以上設置し，常時開設する。
- ・ 巡回相談の専門家チームと連携し，必要に応じ医療，法律，生活保護等の相談に対応し，必要に応じて専門機関に繋ぐ。
- ・ ホームレス状態の人が，安心して通える雰囲気づくりに努める。
- ・ 他機関訪問の事前準備に必要と考えられる，衣類，軽食，簡易シャワー等の設備を設ける。
- ・ 緊急時のシェルター機能を併設する。
- ・ ホームレス状態の人を受け入れた病院や施設等の相談窓口としても機能することで，連携・協力や継続的な受け入れが期待できる。

④ デイケアセンター機能

入所者以外の者への支援として，必要に応じて衣類，軽食，簡易シャワー等の提供を行うとともに，生活相談や医療相談にも応じる。

⑤ 地域ホームレス自立支援協議会事務局

ホームレス経験のある人が，普通に地域で暮らせる地域づくりのための協議会事務局を置く。

・ サテライト型施設での支援

核となる支援センターのほかに，民間アパート等を利用した小規模（定員10人程度）の支援センターを複数箇所設置する。

・ 農村型支援施設での支援

農村部にも小規模のセンターを設置し，就農による自立を目指す。

○その他の支援事業

① 入居支援事業

アパートの入居を希望しているホームレスに対し、求めに応じて住宅情報を提供する。

保証人、連絡先等の問題、住民票の異動等の手続きに関しても支援を行い、入居支援を行う。

② 福祉的自立者向け保護室

高齢者や障がい者で、自立支援センター(緊急一時保護)や医療機関から退所・退院後、生活保護や年金で居宅生活に移る者、または老人ホーム等に入所予定の者が、身の周りのことを自分でできるようになることを目的とし、共同生活をしながら家事や金銭管理を学ぶ、グループホーム的施設を設置する。

③ 自立度の高い人・家族向け保護室

既に身の周りのことができ、就労できる者や夫婦などが入所するアパート形式の施設を設置する。

自立のための中間施設とし、調理器具や食材、食費を提供して自炊の援助を行うなど、一定期間日常生活支援を行う。

④ ホームレス自立支援制度の設立

ホームレスの中には路上やネットカフェから仕事に行き、一定の収入を得ている者も多い。

しかし、日々の食費や入浴費、宿泊費、交通費などを払うと、敷金等の自立資金を蓄えることは困難であるため、不足する資金の貸付を行うことで自立を支援する。

貸付上限 30万円以内(必要額)

⑤ ホームレス保証ファンドの設立

就職や、アパート等の契約にあたり、保証を必要とする場合があるため、金銭的な有限保証制度を設立することで、就職やアパート契約を容易にする。

保証上限額 100万円以内(必要額)

○定期出張窓口相談

保護課職員と巡回相談員等が連携し、各区役所等に出張し、定期的に相談窓口を設置することで、各区で生活するホームレスが最寄りの窓口で相談できる体制をとる。

○福岡市の関係機関との連携

効果的な自立支援を行うため、関係機関との連携に努める必要がある。

・博多区保護3課

福祉的支援が必要な者に対する生活保護

- ・保健福祉センターとの連携
健康相談，治療相談等
- ・公園管理課・各区維持管理課
公園等の適正利用指導
- ・港湾局・交通局
施設の適正利用指導
- ・地域包括支援センター
高齢者，障がい者，その他支援
- ・こども総合相談センター（えがお館）・障がい者更生相談所
未成年者や子連れ，障がい者等の相談
- ・障がい者自立支援協議会との連携
障がい者への支援

○その他の機関・団体との連携

- ・国・県の機関
- ・公共職業安定所
- ・社会福祉協議会
- ・女性相談所
- ・NPO等支援団体
- ・民生委員・児童委員協議会
- ・自治協議会
- ・企業団体 等

○地域ホームレス自立支援協議会（ケース会議）

「ホームレス経験のある人が普通に地域で暮らせる地域づくり」を目指し，全員が共通認識を常にもちながら参加する「地域ホームレス自立支援協議会」を設置する。

●情報の共有

地域の実態や課題等の情報を集約し，参加者全員が共有する。

●具体的に協働する

参加者が抱える実際のケースや地域の課題を持ちより，制度や他者の責任にするのではなく，全員が自らの課題として受けとめ，自分のところでは何ができるか考え，解決に向け一歩でも前進するというスタンスで協働していく。

●地域の関係者によるネットワーク

当事者が抱える様々なニーズに対応していくためには，保健，医療，福祉，就労，法律等の多分野，多職種による多様な支援を一体的かつ継続的に用意する必要があり，官と民が協働するシステムを構築する。

- 情報機能・・・困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
- 調整機能・・・地域の関係機関によるネットワーク構築
 　　　　　　・・・困難事例への対応のあり方に対する協議，調整
- 開発機能・・・地域の社会資源の開発，改善
- 教育機能・・・構成員の資質向上の場として活用
- 権利擁護機能・・・権利擁護に関する取り組みを展開

3 ステップ3（自立）

ホームレス状態から自立した段階を表す。

就労自立・・・・・・・・本人の稼働収入により自立した状態

半就労・半福祉・・・・・・・・本人の稼働収入と福祉制度（生活保護等）の活用により，
 自立した状態

生活保護（居宅）・・・・・・・・生活保護制度の活用により自立した状態

生活保護（入院・入所）・傷病による入院や高齢者・障がい者施設等への入所による自立した状態

4 ステップ4（完全自立）

○アフターケア事業

路上生活から就労や生活保護により自立した者が，安定した生活を継続し，再度ホームレスに戻らないよう，訪問面談等を実施して自立の継続を支援する。

具体的な支援内容

- ・ 個人の実情把握のための定期訪問
- ・ 就労継続又は居宅生活継続のための相談指導
- ・ 親族・地域との交流支援
- ・ 健康相談（医療機関への受診指導，支援）
- ・ 雇用保険・健康保険等の社会保障制度の手続き支援
- ・ 金銭管理支援

5 自立支援センターの機能の分散について

ステップ2（自立準備）で自立に向けた支援を効果的に行うためには、自立支援施設を設置する必要があるが、核となる自立支援センターと、いくつかのサテライト（小規模）施設を組み合わせた方式が効果的である。

また、核となる自立支援センターは、宿泊機能を備える方式と、宿泊機能はサテライト施設に持たせる支援方式が考えられる。核となる自立支援センターに宿泊機能を持つ支援方式を「集中型」とし、宿泊機能をサテライト施設に分散する支援方式を「分散型」とする。

宿泊機能を分散することで、サテライト施設の設置数に違いが生じることになる。

			集中型	分散型
就労支援機能	宿泊機能 (60人)	自立支援 センター	○	×
			30人	0人
		サテライト型 就労センター	○	○
			30人(10人×3カ所)	60人(10人×6カ所)
緊急一時保護 機能	宿泊機能 (20人)	自立支援 センター	○	×
			20人	0人
		サテライト型 就労センター	×	○
			0人	20人(10人×2カ所)

6 「集中型」・「分散型」支援方式の比較

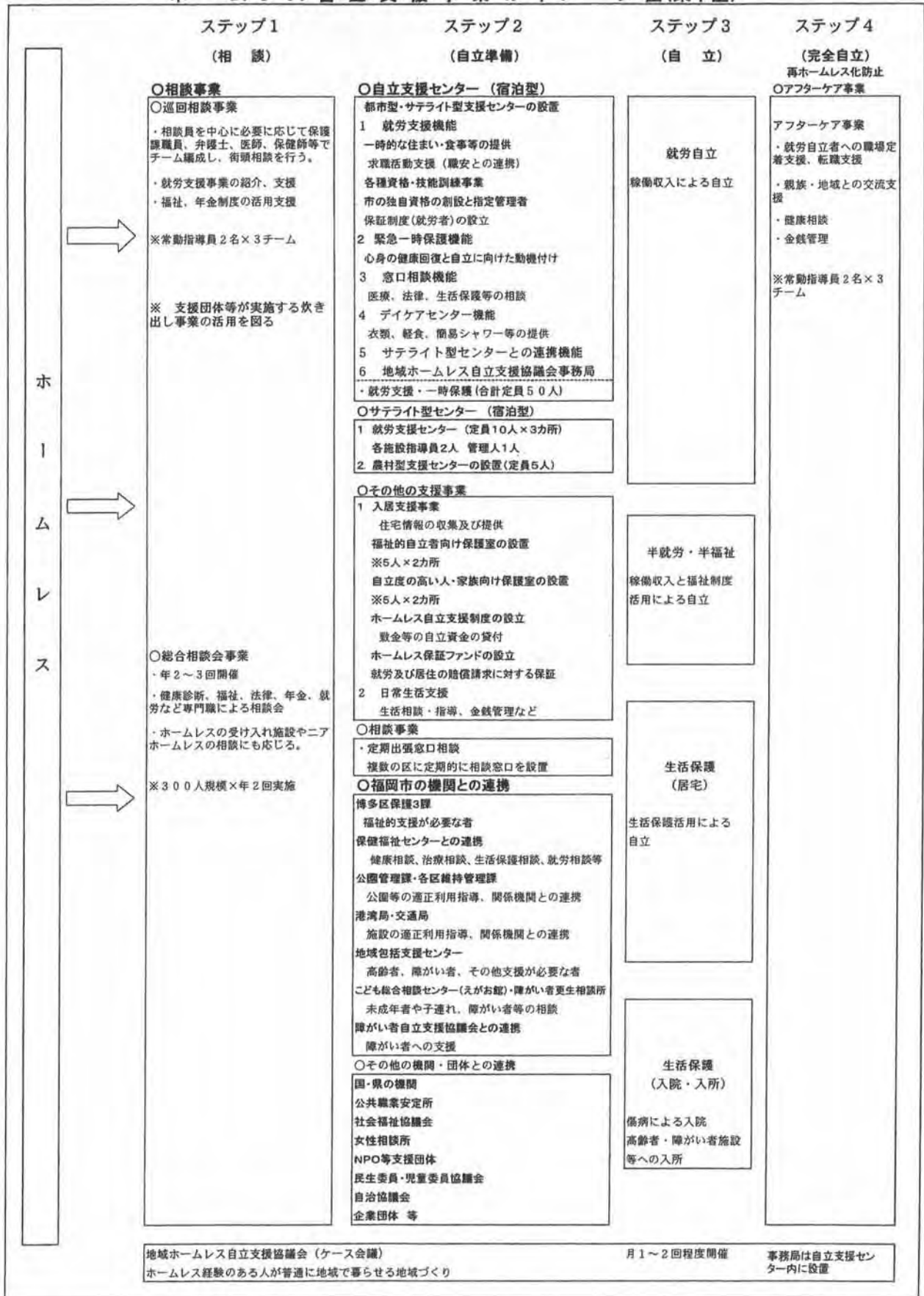
協議会としては、どちらの支援方式もメリット・デメリットがあると考える。

肝要なことは、早急に事業に着手することであり、福岡市として、分散型方式の方が事業に着手しやすいのであれば、分散型方式で事業に着手し、その効果や状況をみながら必要に応じて、集中型に移行することも考えられる。

○「集中型」・「分散型」支援方式のメリット・デメリット

	集 中 型	分 散 型
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設があることで、緊急一時保護にその場で繋ぐことができる。 ・入所者は、生活の場と総合的な援助の場が同一であれば、援助や支援が受けやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集中型に比べ設置期間が短いため、事業開始までの期間が短縮できる。 ・宿泊施設がないことで、センター規模が縮小できるため、費用も縮減でき、設置が容易になる。 ・集団生活になじまない者に対応できる。 ・地域生活に近い形態で運営できるため、自立後、地域生活に戻りやすい。 ・核となるセンターは、日常的な生活の場ではないため、地元の理解が得られやすい。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、建設等に期間を要するため、事業開始が遅れる。 ・宿泊施設があることで、センター規模が大きくなるため、設置費用が大きくなる。 ・日常的な生活の場でもあるため、地元の理解が得られにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急一時保護施設が分散しているため、施設まで移動する必要がある。 ・入所者は、生活の場と総合的な援助の場が同一でなければ、援助や支援を受けるために、移動が必要な場合がある。

ホームレス自立支援事業のイメージ図(集中型)



自立支援センターの規模(宿泊型)

・定員50名（就労30名・プレハブ2階建 延床600㎡）
 （常勤）施設長、指導員5人、事務員2人、警備員、作業員
 窓口相談等事業担当4人
 （非常勤）医師、看護師

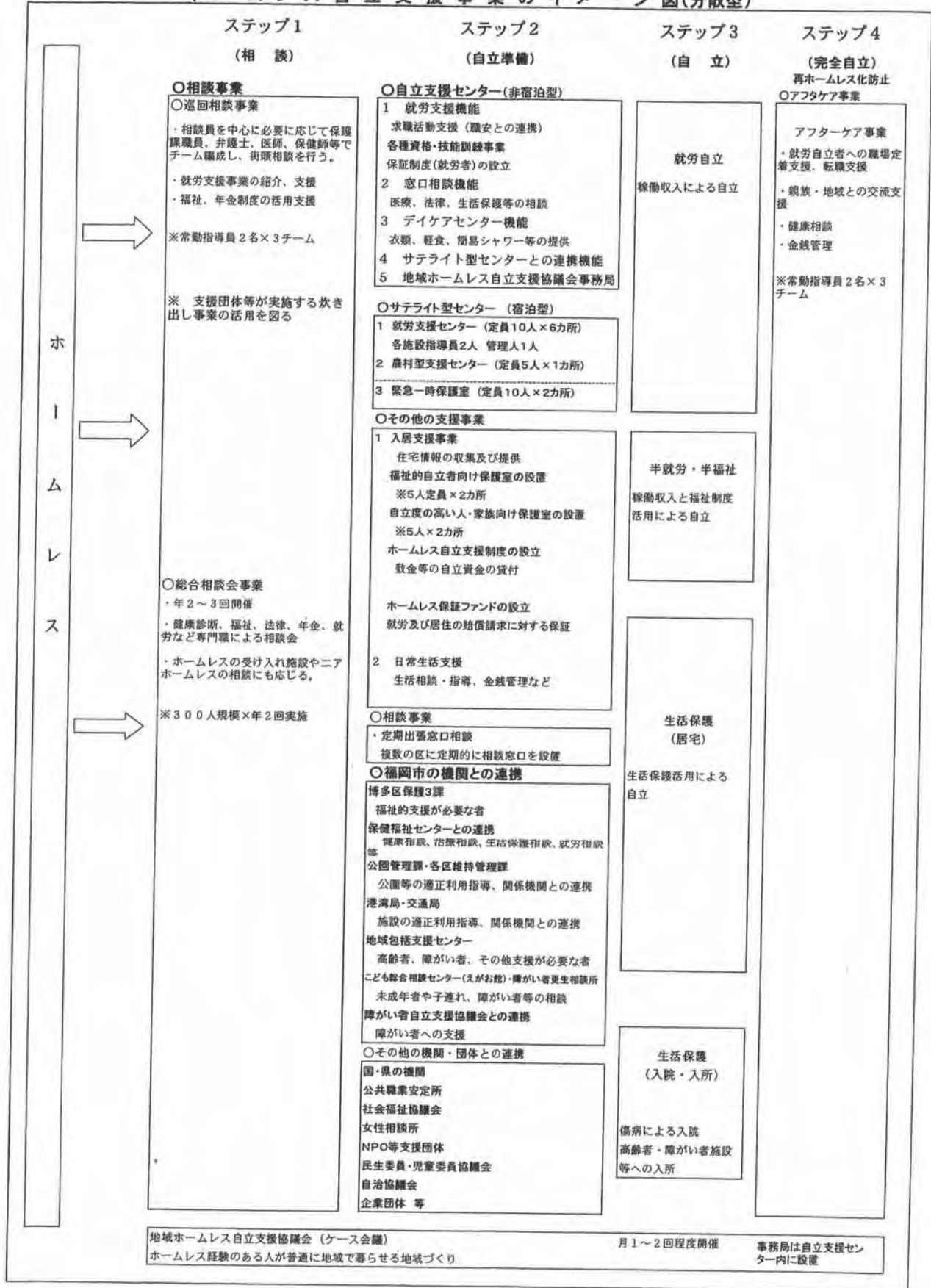
ニアホームレス対策

ホームレスにしない取組として、国の全額補助事業である「チャレンジネット」の活用を図る。
 ・啓発事業
 市民の理解と協力を得るため、関係団体や機関と啓発活動を実施する。

自立者数の見込み(300人)

・就労自立 160人（センター60人、サテライト型60人、グループホーム20人、自立資金貸付制度20人）
 ・生活保護・半就労を含む 140人（センター40人、グループホーム20人、退院時の住所設定80人）

ホームレス自立支援事業のイメージ図(分散型)



自立支援センターの規模(非宿泊型)

・規模 民間店舗、事務所のリース 延床200㎡
(常勤)職員2人、窓口相談等事業担当4人
(非常勤)医師、看護師

・ニアホームレス対策

ホームレスにしない取組として、国の全額補助事業である「チャレンジネット」の活用を図る。

・啓発事業

市民の理解と協力を得るため、関係団体や機関と啓発活動を実施する。

自立者数の見込み(300人)

- 就労自立 160人(サテライト型120人、グループホーム20人、自立資金貸付制度20人)
- 生活保護・半就労を含む 140人(サテライト型40人、グループホーム20人、退院時の住所設定80人)

Ⅲ 協議会の議事運営経過

○第1回協議会開催（平成19年8月20日）

1 各機関団体等活動状況の紹介・報告

参加者及び参画団体からの報告

2 福岡市のホームレス対策について

福岡市のホームレスの状況及び施策の実施状況について報告

※ 今後協議を進めるにあたって、就労を希望する人、このままでよいとする人、福祉的な支援を要する人もいる。全ての人を対象にするとすれば、広範囲になりすぎるのではないか、との意見が出された。

○第2回協議会開催（平成19年12月7日）

1 協議会の位置づけについて

対象は、全てのタイプの人を対象としたホームレス対策を協議していくことを確認した。

また、限られた時間で実りある協議を行うため、専門性がある4団体がホームレスの実態について調査分析し、その上で協議会に報告、提案する。

その報告、提案を基に協議会全体で協議することを確認した。

2 他都市のホームレス対策事業の紹介

各都市のホームレス対策事業について報告（事務局より）

○第3回協議会開催（平成20年2月21日）

1 ホームレス相談支援事業について

（社団法人 福岡県社会福祉士会からの報告）

相談事業の目的や種類及びその内容について提案、報告がなされた。

2 ホームレスの就労自立支援について

（NPO法人 福岡すまいの会からの報告）

現在、市と協働で実施している「（就労）支援事業」の問題点と解決策、及び考えられる具体的支援策について提案、報告がなされた。

○第4回協議会開催（平成20年4月17日）

1 自立支援センター事業について

（福岡市社会福祉協議会からの報告）

自立支援センターの主な機能や設備，基本事業の内容，その他必要な事業について提案，報告がなされた。

2 その他の支援事業について

（介護賃貸住宅NPOセンターからの報告）

現在，市と協働で実施している「緊急一時保護事業」の現状と課題及びその他の支援事業について提案，報告がなされた。

○第5回協議会開催（平成20年6月23日）

1 ホームレス自立支援事業の体系について

ホームレスの人々が地域社会で完全に自立ができるように，「相談事業」から「自立支援センター」を通じたサポート，「アフターケア事業」，「地域生活支援」まで一貫した支援が必要である。

また，実施方法として「集中型」・「分散型」の2つの支援方式が考えられるため，2つの方式について提案がなされ，考えられるメリットやデメリットについて意見交換を行った。（別紙イメージ図 P10，11参照）

（1）「集中型」自立支援センターを中心とした事業について

自立支援センター内に宿泊機能や相談機能等を備え，サテライト施設と一体となって支援を進める方式

（2）「分散型」自立支援センターを中心とした事業について

自立支援センター内に相談機能等は備えるが，宿泊機能はサテライト施設に持たせ，サテライト施設と一体となって支援を進める方式

○第6回協議会開催（平成20年7月30日）

前回と同様に2つの支援方式について意見交換を行ったが，両方式ともメリットがあるため，両方式を協議会の意見とすることを基本として一部修正することとした。

○第7回協議会開催（平成20年11月26日）

前回の意見を踏まえ作成した，提案書（案）の承認。

専門部会の開催状況

○第1回専門部会（平成20年1月30日）

- ・ 相談事業及び就労支援事業について協議，意見交換

○第2回専門部会（平成20年2月21日）

- ・ 各委員の調査内容等の確認，意見交換

○第3回専門部会（平成20年3月6日）

- ・ 自立支援センター事業及びその他の支援事業について協議，意見交換

○第4回専門部会（平成20年3月21日）

- ・ 自立支援センター事業及びその他の支援事業について協議，意見交換

○第5回専門部会（平成20年4月4日）

- ・ 自立支援センター事業及びその他の支援事業について協議，意見交換
- ・ 支援事業の体系について協議，意見交換

○第6回専門部会（平成20年5月7日）

- ・ 支援事業の体系（ステップ方式）及び支援方式（集中型・分散型支援センター）について協議，意見交換

○第7回専門部会（平成20年5月28日）

- ・ 支援事業の体系（ステップ方式）及び支援方式（集中型・分散型支援センター）について協議，意見交換

○第8回専門部会（平成20年7月3日）

- ・ 支援方式（集中型・分散型支援センター）について協議，意見交換

○第9回専門部会（平成20年9月19日）

- ・ 提案報告書の作成・編集

福岡市ホームレス自立支援推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 ホームレス問題の解決に向けて、「市民」と「行政」が共働して取り組むとともに、広く市民の理解と協力を得るため、福岡市ホームレス自立支援推進協議会（以下「本協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、会員相互が、連携、協働して「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号、以下「法」という。）に定めるホームレスの自立支援等に関する施策の検討及び情報交換、市民への啓発広報活動の推進等を行い、もってホームレス問題の解決に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 「福岡市ホームレス自立支援実施計画」の見直しに関すること。
- (2) ホームレス問題解決のための効果的な事業についての意見交換
- (3) ホームレス問題に対する市民の理解を得るための啓発活動等の計画
- (4) 各機関、団体の活動状況等に関する情報交換
- (5) ホームレス問題に関する調査、研究及び情報交換
- (6) その他、ホームレスの自立支援のために必要な事業

(会員)

第4条 本協議会の会員は、別表のとおりとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
- 2 役員は、会員の互選により定める。
- 3 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第6条 本協議会の会議は、会長が招集し、議長を務める。

- 2 会議は、会員で構成し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 本協議会に部会を置くことができる。部会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 部会は、会長が指名する会員で構成し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する会員の互選により定める。

(事務局)

第8条 本協議会の庶務は、福岡市保健福祉局保護課において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成19年8月20日から施行する。

別表 協議会会員

(福岡市ホームレス自立支援推進協議会)

所 属			職名	氏名
1	副会長	福岡市民生委員児童委員協議会	副会長	黨 實雄
2		博多区自治協議会長連絡協議会	会長	福山 誠
3		中央区自治協議会等代表者会	副会長	中嶋 楨吉
4	専門	NPO法人福岡すまいの会	事務局長	安達 一徳
5	専門	特定非営利活動法人介護賃貸住宅 NPOセンター	理事長	三好 京子
6		福岡地区商店街連合会	上川端商店街 振興組合事務長	山崎 嗣浩
7		九州旅客鉄道株式会社	営業部企画課長	福島 由紀夫
8	専門	福岡市社会福祉協議会	事務局長	福永 和昭
9	専門	社団法人福岡県社会福祉士会	ホームレス自立 支援委員	大川 絹代
10		福岡県立大学	教 授	鬼崎 信好
11	会長	九州大学大学院	教 授	星野 裕志
12		福岡中央公共職業安定所	統 括 職業指導官	眞鍋 博昭
13		福岡市医師会	理事	入江 尚
14		福岡市歯科医師会	理事	今泉 栄一
15		西日本旅客鉄道株式会社	業務課長	後藤 淳彦
16		社団法人福岡県中小企業経営者協会	理事	戸部田 浩一
17		福岡県弁護士会	弁護士	平田 広志
18		社会福祉法人グリーンコープ	副理事長	奥田 知志
19		福岡市住宅都市局	公園緑地部長	久保田 家且
20		福岡市港湾局	総務部長	池見 雅彦
21		福岡市博多区	保健福祉センター副 所長	本嶋 久義
22		福岡市交通局	運輸部長	永吉 英
23		福岡市保健福祉局	総務部長	吉村 展子

※専門は専門部会構成団体